

年末調整準備のお知らせ

平成 29 年 10 月
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
TEL 0263-88-2514
FAX 0263-88-2516

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

年末調整の準備についてご連絡いたします。

年末調整は、12 月支給給与で会社が従業員給与の税金の精算計算をするものです。つまり 12 月支給時点では計算を終えていなくてはなりません。

会社としては、次のような準備が必要です。

- 1) 「給与所得者の扶養控除申告書」が各従業員分整っているか？ 内容に変更がないか従業員に確認したか？
マイナンバーの記載欄が設けられています。記入漏れには十分ご注意ください。
- 2) 「給与所得に対する源泉徴収簿」を作成しているか？
- 3) 「保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」の提出を受けたか？（控除証明書は添付されているか？）
- 4) 住宅借入金控除を受ける従業員については「住宅借入金等特別控除申告書」を提出してもらったか？（借入金年末残高証明書は添付されているか？）

まだ少し早いですが、給与台帳の整備や扶養控除申告書の整備など、できることから用意を始めましょう。

当社では年末調整の計算も承っております。ご依頼いただく場合には事前に担当者にご連絡ください。（受付は今からさせていただきます）

ご依頼いただいた会社様には必要書類等を改めてご連絡させていただきます。

その場合、12 月上旬に資料の提出をお願いしますのでよろしくお願いたします。

ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

敬具

所得税の予定納税のおしらせ

平成 29 年 10 月
上原会計事務所
松本市島立 1095-1
デザインセンタービル 2 階
TEL 0263-88-2514
FAX 0263-88-2516

《所得税予定納税の準備をお願いいたします！》

予定納税とは、h29 年度の所得税を**一部前払いで納付**する制度です。

※h29 年度の予定納税基準額が 15 万円以上となる方が対象となります。

(予定納税基準額は h28 年度の確定申告をもとに、一時的な収入などを除いて計算されるものです)

対象者には、**税務署より予定納税の通知書**が送られてきます。

届きましたら**納期限までに納付をお忘れなく**お願い致します。

納付額：**通知された金額**

納期限：**第 2 期 (h29. 11. 1(水)～11. 30 (木) まで)**

※土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

(振替納税を利用している方は、**h29. 11. 30 に指定の金融機関口座から自動的に納付**されますので、前日までに口座の残高をご確認ください)

なお、h29 年度確定申告の結果、**予定納税額 > 実際納税額**になってしまった場合には、還付申告書を提出することで、還付が受けられます。

また、**予定納税額の減額申請**が出来る場合があります。

【予定納税の減額申請】

廃業や業況不振、災害などにより、所得の金額に、大幅な変動があるときには、予定納税額の減額の申請が可能な場合があります。上記のような要因によって、2 期分**のみ**の減額申請をする場合には h29. 11. 15 (水) までに所轄税務署に『予定納税額の減額申請書』を提出し、承認されれば**予定納税額が減額**されます。

2 期分**のみ**の予定納税額の減額申請にあたっては、**h29. 10. 31** の現況をもとに納税見込額を算出しなければならぬため、大変な手続きです。申請される方は早めに準備しておきましょう。

不明な点などございましたら、お気軽にご連絡ください。

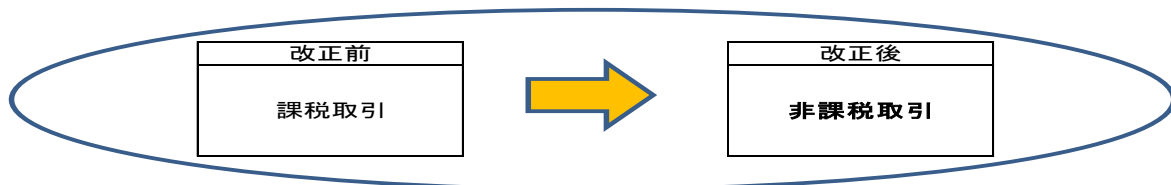
また、当社では減額申請の代行業務も請け負わせて頂いております。該当される方は是非ご相談下さい。



仮想通貨に関する税務

不特定多数間で物品やサービスの代金決済や、円・ドル・ユーロなど法定通貨との交換もできる「仮想通貨」。日本でも支払手段と認められるなど法整備もされる事になり、その激しい値動きもあって最近テレビやCMでも話題となっております。そこで、今回は仮想通貨の税務上の取扱いについてお話しさせていただきます。いについてまとめました。

1. 消費税の取扱い



平成 29 年の資金決済に関する法律改正により、仮想通貨が支払手段として位置づけられた事や諸外国との課税関係を踏まえ、平成 29 年 7 月以後の仮想通貨の取引（売買取引）は**非課税**とされています。

2. 売却益にかかる税金は？

個人・法人問わず、仮想通貨に関連して得た利益は課税の対象となります。個人の場合は【雑所得】となり、確定申告を行う必要のないサラリーマンの方でも雑所得が 20 万円以上となれば確定申告が必要となります。



3. 相続税はかかるのか？

仮想通貨にかかる相続税についてはまだ議論がありますが、平成 28 年 2 月に金融庁がビットコインに貨幣機能があるとの見解を示したため、将来ビットコイン所有者が死亡した場合、相続税の課税対象となる可能性が高まっています。

しかし、資産価値を日本円に換算する必要性があり、またその価値は相場によって変動しているため、何を基準に仮想通貨の価値を評価するのか問題となります。

相続税を課税するにしても課税評価額の算出について満足な議論がされていないのが現実です。

